

一般社団法人 FamiliesChange（ファミリーズ・チェンジ）

利用会員規約

令和7年4月1日作成

ふぁみちえん支援利用のためのガイドライン（利用会員規約）

「ふぁみちえん支援」の参加者に対する申し立てや事件発生の特発や危険性を減じつつ、子どもと父母間の安全かつ健康な関係性を促進するためにガイドラインが存在しています。親子交流の間は、親子交流の支援員（以下、「支援員」という）は、常に近くに居ます。そして、以下の手続き及び指導に従わなければなりません。

「ふぁみちえん支援」に参加しようとする申し込み者（以下、「利用会員」という）は、ふぁみちえんの定める「心得」を熟読し、下記ルールを遵守願います。

【親子交流に向けて子どもにさせる準備】

- ・ 親子交流に向けて子どもに準備させるのは、監護者（子と同居する親）の責任です。
- ・ あなたの子どもが、理解できるような適切な言葉を用いてください。
- ・ 予定された最初の親子交流よりもあまりにも前に子どもに話すということが、ないようにして下さい。
- ・ 親子交流が、終わったらあなたが、戻ってくること（お迎え）を子どもに話しておいて下さい。
- ・ 親子交流が行われる場所について、話しておいてください（プレイルーム、おもちゃ、ゲームなど）。

また、そこには（友達や先生のような）大人が、安全であるようにいつも居ることを話しておいて下さい。

- ・ 親子交流の間、子どもは自分が望まないことを言ったり、したりすることを強いられることは、決してないことも話しておいて下さい。
- ・ 子どもが、親子交流者（子と会う/別居している親）に長く会っていない時には、最初の親子交流の前に写真を見ておくとよいと思います。ふぁみちえんが、写真の交換を進めることもできます。
- ・ あなた自身の個人的な懸念、恐れ、不安、あるいは怒りがある場合にでも、親子交流を肯定的な体験として子どもに提示してください。
- ・ 父母双方と子どもとの間の健康な愛着と分離が、それぞれに強く望まれます。
- ・ 最初の親子交流の前に子どもにはオリエンテーションが行われます。監護者の受理面談や事前相談の際に子どもを同伴いただくのは、そのためです。

【親子交流に向けて父母の準備】

- ・ すべての父母は、支援員と対面で面談（受理面談や事前相談）が、最低一回以上を行うことが必要です。

【誰が、子どもとの親子交流を許されるのか】

- ・ 裁判所を介する協議(調停)や審判結果もしくは和解条項等に指名されている人のみが、親子交流に参加できます。
- ・ それ以外の参加者や参加する人を増やす場合には、予定の親子交流の少なくとも7日前までに父母間の合意の変更が、なされていることが明確にわかる何らかの書面でふぁみちえんに知らせ、承認を得なければなりません。

【被任命者および緊急時連絡先】

- ・ 親以外の個人によって子どもの受け渡しがなされる時には、その前に監護者は被任命者および緊急時連絡先申し立て用紙および有効な写真つき身分証の提出が、必要とする場合があります。
- ・ ふぁみちえんが定める規定並びに当該事業の趣旨及び会員の心得等を守らない被任命者、家族成員そして知人を含む人たちへのサービス提供をふぁみちえんは、拒否することができます。
- ・ すべての参加者は、支援員が求めた時には適正なる身分証を提示しなければなりません。

【父母間の接触】

- ・ 全ての父母は、相互接触を完全に避けなければなりません。いかなる理由であれ、いかなる時にも、視覚的、言語的、あるいは身体的接触を試みてはなりません。
- ・ 該当する時には、ふぁみちえんは即座に支援を中止することができます。
- ・ 禁止命令および禁止事項の違反、あるいは違反の試みは厳重に禁止されます。

【情報交換】

- ・ すべての通信(例：養育費支払い、私信など)は、原則禁止されています。子どもや支援員などふぁみちえんを通しての相手方へのメッセージ伝達も禁止されています。
- ・ 支援員によって相手方に伝えられる唯一の情報は、子どもの健康状態/あるいは医療上の要求(例：薬、食事の要求など)です。こうした情報は、「医療上の処方用紙」を用いて共有されなければなりません。支援員が、相手方のためにコピーをとり、原本はケース・ファイルに保管しておきます。
- ・ 処方薬のみ、事前に測った分量を子どもに持たせることができます。
- ・ 他の食事の要求は、強制できません。
- ・ 4歳以下の子どもの日常生活状態については、必要に応じ監護者が書面にして提出して下さい。

【到着と出発(子どもの受け渡し)】

- ・ 監護者ないし被任命者は、支援員と待ち合わせる予定の時間に待ち合わせ場所へ子どもを連れてきてください。そして、面会交流開始後15分程を目途に、必ず支援員とともに待機とし、支援員の指示に従ってください。

- ・ 監護者ないし被任命者は、親子交流終了後の子どもを迎えるには、親子交流の終了時刻の5分前に支援員から指定された場所に到着していなければなりません。
- ・ 監護者ないし被任命者は、支援員から子どもを引きとった後、その場および付近から直ちに立ち去らねばなりません。
- ・ 親子交流者は、支援員と待ち合わせる場所へ予定の時間を守って到着していなければなりません。
- ・ 親子交流者は、親子交流が終わった15分間を目処に、それまでの間を支援員より指示もしくは許可がない限り、支援員と同じ場にいなければなりません。
- ・ すべての参加者は、面談や打合せ等で指示された入口/出口を用いなければなりません。

【親子交流中の行動】

- ・ 親子交流者は、相手方との協議状況や内容、調停協議など裁判所情報ないし裁判所文書の詳細を子どもに話したり、将来の生活上の取り決めや親子交流の修正についての約束を子どもにしたりしてはいけません。
- ・ 更なるプレッシャーを与えたり、失望させたりしないために、子どもとの話や生活については現在に焦点づけて下さい。
- ・ 親子交流者は、子どもの他方の親、家族成員、被任命者、支援員、サポートについて、子どもの前で否定的に話すことはしないでください。
- ・ 親子交流者は、親子交流前後の生活や居場所について、子どもに尋ねることはしないで下さい。
- ・ 親子交流者は、事前面談および調整面談にて取り交わした注意事項および禁止事項についても同時に厳守しなければなりません。

【回避すべき行動】

- ・ 子どもの体への過度/不適切な接触
- ・ 身体的接触への強要
- ・ 汚い言葉の使用
- ・ 誰かに叫んだり、どなったりすること
- ・ 誰かの身体的虐待ないし暴力の脅しをしたり企図したりすること
- ・ 子どもを支援員の目や耳の届かない所に連れて行こうと試みること

【親子交流中の言語】

- ・ 親子交流者と子どもは、自分たちの言語を話す支援員がいなかぎり、原則として日本語を話さなければなりません。

【親子交流中の電話/メール】

- ・ 親子交流中のメールの送受信は、いかなる時も禁止されています。

- ・ 携帯電話の発信使用も禁止されますので、所持せずに必ずスタッフに渡しておかなければなりません。着信使用については、事前に親子交流者から申し出が必要で、着信音が発する状態で支援員に預けてください。

【親子交流中の食べ物】

- ・ 親子交流者は、親子交流の間に子どもが食べるための適切な食事やスナックを持参することができます。ただし、スタッフ、子ども、そして監護者からの事前の許可など、事前の合意がある場合の前提にのみ許されます。
- ・ 親子交流者は、残った食べ物、スナック、飲み物等を親子交流の後で家に持ち帰る責任があります。

【写真】

- ・ 親子交流の写真撮影は、支援員、子ども、そして監護者からの事前の許可など、事前の合意がある場合にのみ許されます。
- ・ 写真を撮る前には、監護者が写真同意書にサインが必要な場合もあります。
- ・ いかなる時にも支援員、あるいは他のサポート参加者、周囲のすべての方を写真に撮ることは許されません。
- ・ 親子交流者は、他のサポート参加者、周囲のすべての方に子どもの写真を撮ることを頼むことはできません。

【物の交換】

- ・ ふぁみちえんは、物の交換サポートは、原則として提供していません。したがって個人のもの(例えば、手紙や/あるいは個人資産)をいずれの親あるいは子どものために持ってきたり、求めたりすることはできません。
- ・ 事前の合意が、なされ許されている贈り物や事前承諾のある物を除いて、子どもは自分たちが持ってきた物だけを持って親子交流の場を去らなければなりません。
- ・ 親子交流者は、面会交流の場に持ってきた物(例えば食べ物、ゲーム、おもちゃ、そして制作された作品など。但しこれらに限られません)を持ち帰る責任があります。

【贈り物の交換】

- ・ 子どもへの贈り物は、原則として許されません。例外として子どもへの誕生日プレゼント、クリスマス・プレゼントなど伝統的に贈り物がなされる祝日/その前後の機会、事前合意のある時には許されます。
- ・ 特定の祭日ないし文化的行事に関して贈り物の件で不確かな時には、少なくとも7日前までに支援員に問い合わせして下さい。

【アルコールないし非処方薬の使用】

- ・ 親子交流者は、親子交流の場に素面でくることを期待されています。親子交流者は、

子どもとの親子交流の 24 時間前からアルコールまたは非処方薬を使用してはなりません。

- ・ これらの物質使用が疑われる時には、サービス提供が中止されます。
- ・ もし親子交流者が、処方薬を使用している場合には、こうして処方薬は物質乱用の症状のように見える副作用が出る時がありますので、事前面談で申告と書面（支援申込書）に詳細を記載してください。

【施設およびその所有物の使用】

- ・ 子どもたち、両親、後見人、被任命者、支援員、施設利用者、環境、おもちゃ、そして活動に常に敬意を払うことを期待されています。
- ・ おもちゃゲームは、適切に用い、親子交流が終わる前に親子交流者は、子どもたちといっしょに片付けて下さい。
- ・ テーブルや椅子は元の位置に戻し、持ってきた食べ物その他の物は片付けて下さい。ゴミを捨て、テーブルを拭き、親子交流開始時点と同じ状態に戻して下さい。
- ・ 父母は、子どもの行動に責任があります。もし子どもの行動が、自分自身や他の支援参加者および他の施設利用者、施設の設定等にとって危険があると思えるような時に、父母がその行動をうまく方向づけしてくれない時には、スタッフが介入することになります。

【スケジュール変更】

- ・ 裁判所命令(調停による合意も含む)によるスケジュールを変更する場合は、あなたのケースを担当する家庭裁判所の調停者を通す、もしくは事前の報告が必要な場合があるかもしれません。この場合、父母間および裁判所によって確認され、その後少なくとも一週間前までに支援員によって確認され、かつスタッフのスケジュールと合う必要があります。また、代理人を委任し関係している場合も同様に代理人を通す、もしくは事前の報告が必要とします。原則、ふぁみちえんが、父母間に介入することは、できません。
- ・ 父母間の協議による合意のスケジュールを変更する場合は、少なくとも 7 日前までに父母双方からふぁみちえんへ通知と支援員の確認、そして支援員のスケジュールと合う必要があります。この手続きは、たとえ裁判所命令の中にこの情報が記載されている場合でも必要です。
- ・ ふぁみちえんは、父母のスケジュールと好みを調べ、また子ども(たち)の生活および発達上のニーズをも考慮します。そして最終的には、スタッフの予定をも考慮した上で、ふぁみちえんが親子交流の約束の時間を設定することができます。

【親子交流のキャンセル】

- ・ もし、何らかの理由で監護者あるいは被任命者が、子どもを連れてくることができない時、あるいは親子交流者が子どもとの親子交流に来ることができない時には、キ

キャンセルする側が、そのことをふぁみちえんおよび相手方に伝える責任があります。相手方の電話番号および連絡先を知らない時には、ふぁみちえんから相手に伝えます。

- ・ もしキャンセル連絡が、予定された親子交流の24時間未満である場合には、キャンセルする側は、キャンセル料金を払う責任を負う場合があります。
- ・ 父母は、お互いに同意したキャンセルについてふぁみちえんに連絡しなければなりません。お互いにキャンセルに同意しても、父母双方から連絡があるまでは、ふぁみちえんが確認したことになりません。
- ・ 健康理由によるキャンセルの場合には、キャンセルする父母がキャンセル日に対する医者および医療機関の診断書等をふぁみちえんに提出するよう求める場合があります。
- ・ キャンセルの理由は、文章に記録され、裁判所から求めに応じて提出されます。ふぁみちえんは、生じるかもしれない葛藤および懸念ゆえに、キャンセル理由について相手方に伝えることは原則しません。家庭裁判所による係争中もしくは調停協議中の場合には、当該ケース担当の調停者を通して情報を得ることができますし、また懸念を表明することもできます。

【遅刻ないし欠席】

- ・ 遅刻通知無しで指定時間に到着しなかった親子交流者は、親子交流がキャンセルされます。親子交流者は、キャンセル料を支払う責任を負う場合があります、子どもは監護者に引き渡されます。
- ・ 監護者は、親子交流の間、親子交流者が現れない、あるいは支援員によって親子交流が早く打ち切る場合などに備え、支援員が子どもを引き渡すことができるよう待機もしくは準備をしてみてください。

【親子交流情報開示】

- ・ 事前の面談やオリエンテーション（イベント参加やふぁみちえん訪問時）等の間に父母は、申込書に署名・捺印しなければなりません。申込書によって個人情報保護法に基づく守秘義務を負うとともに秘密厳守を誓約されたものとしします。
- ・ 父母の住所と電話番号など連絡先のみが、厳格な秘密厳守の対象となる情報です。
- ・ 裁判所命令（調停による合意や含む）によって、もしくは父母間の合意が得られていない場合、例えば職場の住所や子どもの学校所在地など他の情報も厳格な秘密厳守の対象になることがあります。
- ・ 親族外や第三者など外部（SNS等含む）へ親子交流情報の公開は、サービス提供の事実有無のみ程度に限り、以外について一切してはなりません。

【ケース報告】

- ・ ふぁみちえんは、再審理のために裁判所から求められた際には、ケース報告書を提出する場合があります。これは、親子交流における行動パターンの事実について記録

される観察記録(キャンセルおよび欠席を含む)に基づいて文書化されます。

- ・ 行動パターンの事実についての報告であり、査定や評価や勧告はしません。
- ・ ケース報告を作成するに十分な時間が持てるように、父母は裁判所の再審理日について少なくとも2週間前までにスタッフに知らせる責任があります。
- ・ ふぁみちえんは、ケース報告を指定された家庭裁判所に直接送ります。
- ・ 監護者あるいは親子交流者あるいは彼らの代理人が、ふぁみちえんから直接にケース報告のコピーを求める場合には、ケース報告を作成し、分与するに要する費用を時間単位で計算してもらって、事前に支払いを済ませて下さい。

【児童虐待の疑いがある時の報告義務】

- ・ 児童福祉法及び児童虐待防止法に従って、支援員は児童虐待について知った時、あるいは相当なる疑いがある場合には、児童相談所または福祉事務所へ報告することが義務づけられています。虐待には、身体的虐待、性的虐待、極端な心理的虐待、ネグレクトそして子どもをDVに直接に晒すことが含まれています。
- ・ ふぁみちえんは、児童虐待が起こったか否かについては調査も決定もしません。

【武器や危険物の所持、通報】

- ・ 武器ないし武器として用いることのできる物や危険物および危険物となり得る物は、所持することは許されていません。
- ・ このような物は、支援員によって押収され、銃刀物や劇薬物などの所持が判明した場合、最寄りの警察へ即刻通報されます。
- ・ 次のいずれかのことが起きた時には、最寄りの警察へ110番通報そして／あるいは生活安全課に連絡がいきます：家庭内紛争、サポート参加者／他の施設利用者／支援員への実際の危害ないし危害の脅かし、あるいは児童誘拐企図。

【禁煙施設】

- ・ サポート中は、全面禁煙です。

【裁判所命令の終了／サービス提供（支援）の終了】

- ・ 裁判所命令が終了するか、あるいは裁判所による再審理の後にもはや支援が命令されない場合、父母間の終了の合意がなされた時には、父母はそのことをふぁみちえんへ知らせる責任があります。
- ・ 変化が確認されるまで、ふぁみちえんに知らせることを怠った父母は、予定された親子交流の欠席によって生じるキャンセル料金を支払わなければなりません。

【ガイドラインの遵守】

- ・ ガイドラインを守れないか、あるいは守ろうとしない父母には、支援員がそのことを指摘し、また文書もその後に送付する場合があります。

- ・ 支援員は、親子交流を円滑かつ促進するために存在し、ガイドラインが守られない場合には介入します。
- ・ ガイドラインを守らない、あるいはスタッフの指示に従わない場合には、支援期間途中であっても即座に中止することが最優先でできます。

以上

一般社団法人 Families Change

ふぁみちえん

〒451-0043 名古屋市西区新道 1-1-1 SS23ビル6A